

第78回穴粟市議会定例会会議録（第4号）

招集年月日 平成29年12月14日（木曜日）

招集の場所 穴粟市役所議場

開 議 12月14日 午前9時30分宣告（第4日）

議事日程

日程第 1 一般質問

日程第 2 第109号議案 穴粟市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

日程第 3 第110号議案 穴粟市手数料条例の一部改正について

日程第 4 第111号議案 穴粟市農業共済条例の一部改正について

日程第 5 第112号議案 穴粟市奨学金支給条例の一部改正について

日程第 6 第114号議案 市道路線の認定及び変更について

日程第 7 第115号議案 平成29年度穴粟市一般会計補正予算（第4号）

第116号議案 平成29年度穴粟市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

第117号議案 平成29年度穴粟市訪問看護事業特別会計補正予算（第2号）

第118号議案 平成29年度穴粟市農業共済事業特別会計補正予算（第1号）

本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

日程第 2 第109号議案 穴粟市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

日程第 3 第110号議案 穴粟市手数料条例の一部改正について

日程第 4 第111号議案 穴粟市農業共済条例の一部改正について

日程第 5 第112号議案 穴粟市奨学金支給条例の一部改正について

日程第 6 第114号議案 市道路線の認定及び変更について

- 日程第 7 第 115号議案 平成29年度穴粟市一般会計補正予算（第4号）  
 第 116号議案 平成29年度穴粟市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）  
 第 117号議案 平成29年度穴粟市訪問看護事業特別会計補正予算（第2号）  
 第 118号議案 平成29年度穴粟市農業共済事業特別会計補正予算（第1号）

応 招 議 員（16名）

出 席 議 員（16名）

1 番 津 田 晃 伸 議員	2 番 宮 元 裕 祐 議員
3 番 山 下 由 美 議員	4 番 東 豊 俊 議員
5 番 今 井 和 夫 議員	6 番 大久保 陽 一 議員
7 番 田 中 孝 幸 議員	8 番 浅 田 雅 昭 議員
9 番 田 中 一 郎 議員	10番 神 吉 正 男 議員
11番 飯 田 吉 則 議員	12番 大 畑 利 明 議員
13番 林 克 治 議員	14番 榎 橋 美 恵 子 議員
15番 西 本 諭 議員	16番 実 友 勉 議員

欠 席 議 員 な し

職務のために議場に出席した者の職氏名

事 務 局 長 岡 崎 悦 也 君	書 記 小 谷 慎 一 君
書 記 岸 元 秀 高 君	書 記 清 水 圭 子 君

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市 長 福 元 晶 三 君	副 市 長 中 村 司 君
教 育 長 西 岡 章 寿 君	会 計 管 理 者 尾 崎 一 郎 君
一宮市民局長 榎 谷 米 男 君	波賀市民局長 松 木 慎 二 君
千種市民局長 幸 福 定 利 君	企画総務部長 坂 根 雅 彦 君
まちづくり推進部長 富 田 健 次 君	市民生活部長 小 田 保 志 君
健康福祉部長 世 良 智 君	産 業 部 長 名 畑 浩 一 君

農業委員会事務局長 宮崎 一也 君

建設部長 花井 一郎 君

教育委員会教育部長 藤原 卓郎 君

総合病院事務部長 志水 史郎 君

( 午前 9時30分 開議 )

議長(実友 勉君) 皆様、おはようございます。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しておりますとおりであります。

それでは、日程に入ります。

#### 日程第1 一般質問

議長(実友 勉君) 日程第1、一般質問を行います。

通告に基づき順番に発言を許可します。

まず、神吉正男議員の一般質問を行います。

10番、神吉正男議員。

10番(神吉正男君) 皆さん、おはようございます。本日は大きく分けまして三つの一般質問をさせていただきます。10番、神吉正男です。よろしくお願いいたします。

まず一つ目、交流人口の拡大による地域の活性化についてお伺いします。

しそ森林王国観光協会では、観光による地域づくりを推進するために多くの事業が行われておられますが、中でも先月末に行われた山崎地区の最上山もみじ祭り、大変多くの観光客の方にお越しいただきました。このイベントでは、各種方面で活躍されている団体が集まり、同じ方向を向いて相乗効果があって成功に繋がったことと理解しております。まさしく点が線に、線が面になったという成果があったと考えます。この展開の状況をどのように見ておられますか。伺います。

さらに点を増やし、太い線、大きな面にするためには、今後、どのように進めていけば、さらなる成長に繋がっていくか、どうお考えかをお伺いします。

二つ目は、無人航空機ドローンについてです。

今年の山崎納涼夏祭り花火大会において、花火が打ち上がり、我々の上空を5台以上ものドローンが飛行しておりました。最近のドローンは、以前に比べ安価なものが増え、手軽に高いところからの撮影ができるようになってきています。それだけに多くの方が花火大会などのイベントで上空を無許可で飛行させるようになってきました。

多くの機体と同じところを飛ぶということは、整備不良という理由だけではなく、接触や衝突をして墜落する可能性があります。小さなものとはいえ、2、3キログラムのものが祭りの参加者や観客の上を飛び、100メートル以上の上空から落ちるといことは、飛行する機体が増えればより確率が高くなり、規則にのっとらない飛行は大変危険だと思われれます。

そこで、現在の御認識を伺います。宍粟市独自のルールづくりが必要なのではないのでしょうか。また、ドローンを理解し、産業として経済活動に取り入れる、そのようなことは考えられませんか。

空き校舎などでドローン操縦者の育成として、地域の活性化に利用していくお考えはありませんか。

三つ目に、移住者と定住者の支援についてお伺いします。

人口減少を少しでも食い止めようとする施策として、ふるさと宍粟に戻ってこられる方や、宍粟市を好きになって来られる転入者に対し、現在どのような支援事業が行われているのでしょうか。実績数を含めた状況を伺います。

また、転出せずに宍粟市に住んでおられる市民に対して、日常生活を送る中で定住に繋がる支援はどのようなことが行われているのでしょうか。

Uターン、Iターン、さらに住んでいる方々がともに幸せや喜びを感じる施策を、今後どのように展開していこうとお考えか見解を伺います。

以上、1回目の質問を終わります。

議長（実友 勉君） 神吉正男議員の一般質問に対し、順次答弁を求めます。

福元市長。

市長（福元晶三君） おはようございます。本日もよろしくお願い申し上げます。

ただいま神吉議員から大きく3点の御質問をいただきました。私のほうからは、交流人口、さらにまた移住・定住の支援、このことについて御答弁申し上げたいとこのように思います。あわせて、具体的な部分がありますので、その具体の数値については、後ほど担当部長からと、こういうことであります。

また、ドローンのことについても、より具体的なこともありますので、あわせもって担当部長のほうから御答弁をさせたいと思います。

最初に、交流人口のことではありますが、御質問の中にもございましたとおり、特に観光という分野の中で、交流人口の拡大を図るといのは大きな一つの要素だと、このように思っております。

かねてより、それぞれの点でそれなりの資源は十分あるわけではありますが、それをいかに結んで線にしていって、さらに大きく面にしていくかということが大きな課題であります。そういった取り組みを近年進めておるところであります。

特に、本年度も最上山のもみじ祭りの期間中には、多くの観光客が来場をしていただきました。あの期間で約3万1,000人お越しいただいたということでお聞きをしております。とりわけ18日、19日においては、もみじ山・お祭り広場をはじめ、

酒蔵通り、また本町の商店街や中央通り商店街、また町家通り、夢公園を会場として、多くの団体が工夫を凝らした催しを開催していただきました。特に、長い歴史の中で積み上げていただいて、昨年からああいう形が整ったところでありまして、本年については、さらにその成果が大きく実りつつありまして、本当に多くの団体がそれぞれの役割を演じていただいて、大きな盛り上がりをしていただいたと、このように思っております。

同時に、今回については、パンフレットについても、これまでである意味、なかなか一つにまとめて啓発をするということには至らなかったわけではありますが、今回、そのパンフレットも一つにまとめることによって効果をあらわそうとしていたところでもあります。また同時に、それぞれの会場と会場を繋いで一体的なもみじ祭りとして開催できたことも、今回一つの要因として成果が出ておるのではないかなと、こんなふうにも思っております。

これらのことについては、早い段階から実行委員会を立ち上げる中で、各種団体の代表者の皆さんや、また地元の自治会などとの連絡調整を行う中で、関係される皆さんがそれぞれ同じ方向を向いて一致団結して協力関係を築かれたことが、ある意味の成果に繋がったのではないかなと、このように思っております。そういう意味では、多くの関係の皆さんに、また多大な御尽力をいただいたそれぞれの皆さんに、心より敬意と感謝を申し上げたいと、このように思います。

また、さらなるその地域全体の発展に向け、山崎中心市街地活性化委員会においては、昨年からいろいろ協議が進められておりまして、そういったことの協議の結果も今回のもみじ祭りに大きくあらわしていただいたのではないかなと、こんなふうにも考えております。

同時に、今回初めて波賀町の上野商店街においても、波賀のネットワーク協議会というのが昨年できたところではありますが、13団体を超えるそれぞれの皆さんが協議会を結成されて、何とかかつての上野の商店街の賑わいを取り戻そうと、その一助になればという意味において軽トラ市が開催をされたところでもあります。聞きますと、数十年ぶりにたくさんの方がお越しになって、かつてを思い出したと、かつての賑わいを感じ取ったと、こんな感想も聞いておるところであります。

いずれにしても、今年度、それぞれの地域で、いろんなイベント等催しをしていただいたところではありますが、たくさんの方の来訪者で大きな賑わいで大盛況のうちに進められたのではないかなと、このように思います。

繰り返しになりますが、それぞれのイベントの開催に当たりまして、地域の住

民の皆さんや各種団体や、あるいは事業者の皆さんも連携をする中で、地域をさらに元気にしたいと、そういう強い思いから、それぞれが始まったところでありまして、徐々にであります。成果はあらわれておると、このように認識をしております。

そういった中、市としてもこのような地域の活性化のイベントが、さらに市全体にも広がり、継続した取り組みとなるように支援を行いながら、交流人口の拡大を図り、そのことを通じて定住や移住に繋げていきたいと、このように考えております。

次に、移住者と定住者の支援の御質問であります。昨日来もいろいろ御答弁の中で申し上げたところではありますが、定住コーディネーターや定住協力員による相談体制を充実させ、空き家バンクによる住まいの紹介、空き家の改修補助等により、住まいの環境整備に支援を行っておるところであります。

さらに、起業家支援、あるいは新規の就農支援制度も現在設けておるところであります。

定住に繋がる支援としましては、森林の家づくり応援補助事業のほか、通勤通学補助、無料職業紹介所の開設、各種子育て支援に関しましては、特に中学生以下の医療費の無償化、母子保健事業による健診等に係る費用の助成、母子保健コーディネーターによる妊娠から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援を現在実施しておるところであります。

今後の展開につきましては、現在取り組んでおりますそれぞれの支援制度をさらに検証して、適宜見直ししながら、拡充も含めて進めていきたいと、このように考えております。

宍粟市の豊かな自然や日本酒発祥の地、発酵文化の発祥のまちなど、宍粟市の魅力を市内外に積極的にPRし、市民の皆さんが宍粟市に誇りを持ち、さらに住み続けたい、市外の皆さんにとって住んでみたい、そんなふうに思っただけのようなまちの実現に向け、今後も施策をさらに推進してまいりたいと、このように考えております。

その他につきましては、先ほど申し上げたとおりでありますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議長（実友 勉君） 坂根企画総務部長。

企画総務部長（坂根雅彦君） 私のほうからは、先ほど市長のほうで答弁をさせていただきました事業の内容、具体的な実績についてのお答えをさせていただきたい

というふうに思います。

まず、移住者に向けての支援事業としましては、森林の家づくり補助事業、これは最大で120万円の助成をしていくという、今年度から始めている事業でございますが、実績としましては、市外からの転入者8世帯ということで実績を上げております。さらには、空き家改修に係る補助、これにつきましては、転入者2世帯5名という形になってございます。それから、空き家バンクでの空き家紹介、このことにつきましては、転入者が8世帯19名、それから体験住宅の運営ということで、一宮のほうに体験住宅を設けておりますが、その部分につきましては、4世帯がこの間御利用いただいております、全て空き家バンクに登録をいただき、1世帯については、今現在、市内の空き家について調査をされておるという状況でございます。

今まで申し上げました実績については、本年11月末までの実績ということでございます。

それから、起業家支援、これにつきましては、平成27年度からの転入者が3件でございます。

それから、新規就農支援ということで、平成27年度以降始めておりますが、これまで転入者が2件ということでございます。

次に、定住に繋がる支援ということで、森林の家づくり補助事業ということで、先ほど市外からの転入が8世帯と申しました。今度、市内の中でそれぞれ補助金を交付をしておりますが、52世帯、合わせて森林の家づくり補助事業については、11月末で60世帯という形での補助事業の実績がございます。

それから、通勤通学補助、これについては本年17名の方々に通勤通学補助を交付をしておるという状況でございます。

それから、無料職業紹介所の開設をやっておりますが、実績としましては、相談件数が322件、就職者数につきましては11月の時点で38人。

それから、中学生以下の医療費の無償化ということもこの間続けておりますが、実績としましては、受給者数として4,894人、これは平成28年度実績でございます。額としましては1億4,585万8,000円、1億4,500万円余りを実績として上げておるところでございます。

続いて、妊婦健診の助成、あるいは各種子育て応援の助成、さらには、そういう取り組みでございます。実績としましては、妊婦との面接、これが137件、それから、産前産後サポート事業と、ほっとmamaルームという形で事業を行っておりますが、31回開催をし、172組338人の参加があったということでございます。



それから、切れ目のない支援ということで、しそうスクスク応援券というのを発行しておりますが、発行枚数としましては261枚、この中の内訳、その券を使っていろいろなサービスを受けていただいております。中には、妊婦歯科検診が21人、それから乳房ケアということで54人、産後1カ月検診が100人、1カ月児健診が104人、新生児聴覚健診が90人、そういうふうな実績となっております。

いずれにしましても、この間御指摘をいただいておりますように、今後においても周知、PRに努めていながら、制度の活用を促進をしていきたいというふうに考えております。

このことを利用していただく、あるいは知っていただくということによって、宍粟の魅力を感じていただいて、定住あるいは移住に繋がるような取り組みを今後続けていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（実友 勉君） 富田まちづくり推進部長。

まちづくり推進部長（富田健次君） それでは、神吉議員からございました無人航空機ドローンにつきまして、1点目の宍粟市独自のルールづくりが必要なのではということに対しまして、御答弁を申し上げます。

ドローンにつきましては、価格の低廉化等により、趣味やビジネスを目的とした利用者が急増している状況でございます。ドローンを使っての新たな産業創出の機会の増加や生活の質の向上が図られることは歓迎すべきことだというふうに考えております。

しかし、一方におきましては、ドローンの飛行や落下等によって、地上の人や建物・車等に危害があってはならないことはもちろんのことでございます。

御案内のとおり、ドローンの使用にあたっては、平成27年の航空法の改正によりまして、飛行に関する基本的なルールが義務化されてございます。具体を申し上げますと、地表や水面から150メートル以上の区域、空港等の周辺の上空、人口集中地区の上空は、原則として飛行禁止となっております。

また、守らなければならないルールといたしまして、飛行は、日の出から日没までに限ること、それから、目視の範囲内でドローンの周囲を常時監視すること、人、建物等との間に30メートルの距離を保つこと、多数の人が集まる催し場所の上空では飛行させないことなどがございまして、こうしたルールによらずにドローンを飛行させようとする場合には、国土交通大臣の許可、承認が必要となっております。そして、これらのルールに違反した場合は、50万円以下の罰金が科せられることが

あるというふうにされてございます。

さて、宍粟市独自のルールづくりについてでございますが、ドローンの使用に当たっては、先ほど御説明いたしました法令としてルールが定められております。また罰則もございます。したがって、市独自のルールづくりにつきましては、現時点においては必要ないかなというふうに考えております。

しかしながら、夏祭りでの事例やイベント時でのドローン飛行による事故事例が全国的にも発生していることから、市といたしましても、法令やルールの周知・啓発に努めるとともに、多くの人が集まるイベント等の開催に当たりましては、主催者によります事前での飛行制限、飛行禁止等の周知の推進、さらには、警察署への取り締まりの強化などの依頼を行う中で、イベント参加者であったり、また主催者等の安全確保を図っていきたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

議長（実友 勉君） 名畑産業部長。

産業部長（名畑浩一君） 私のほうからは、産業分野でのドローンの活用とドローンの操縦者の育成についてお答えしたいと思います。

まず、ドローンにつきましては、太陽光パネル等の点検や測量、農薬の散布、物資の輸送、また、観光映像作成など幅広い産業分野で活用されております。それに伴い、やはり安全性の問題から操縦士の資格制度やドローンスクールが各地でできしており、ドローンの活用による起業や事業拡大には非常に大きく期待するところでございます。

現在、宍粟市では、産業振興については、幅広い産業分野での起業や事業拡大に対しての支援を行っております。当然、ドローンを活用した起業や事業拡大、ドローンスクールの開設につきましても、要件が合致すれば、こういった支援を活用できるものと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

以上でございます。

議長（実友 勉君） 10番、神吉正男議員。

10番（神吉正男君） それでは、詳細を質問させていただきます。

まず、交流人口の拡大による地域の活性化に関してなんですが、先の最上山もみじ祭りでのことを少し説明させていただきます。

先ほどありましたように、11月の18日土曜日と19日の日曜日に行われました最上山のもみじ祭りでは、商店街で開催されましたワンコインフェスタや軽トラ市、ハイカラ通りのフェスタ、山崎まち歩き、手づくり甲冑の武者行列、もてなすシソウ、

森の音楽会、それから商工会青年部の皆さんによる宍粟よろずSHOW展街、とても多くの団体が一堂に会し、それらのイベントが繋がって大きな催しになりました。土曜日は、午前中が雨だったので、午後から人手がかなり増えました。日曜日は気温が冷え込んでいたにもかかわらず、とても多くの人で賑わいました。その18日、19日が終わりました、もみじ祭りのイベントや賑やかしが終わりましたその翌週です。11月23日から26日、テレビ放送に取り上げられたこともあってか、もみじ山への来場者はますます増えまして、ピーク時には山崎市民局の跡地の臨時駐車場が満車になるのではないかとこのほどお越しくございました。

もみじ祭りが終わっているのですが、毎日何千人もの観光客がもみじ山にお来しいただける。ただ、周辺の散策やまちの中、商店街の方向へはその方々を導くことができませんでした。せっかく宍粟まで多くのお客さんが来られていても、駐車場ともみじ山との往復だけだったのでとても残念です。もちろん、18日、19日には商店街で多くのイベントをされておりましたので、東のほうへ、この市役所のほうまで歩いていただけることができたんですが、悲しいかなそのイベントがないときには散策がないということです。

山崎中心市街地活性化委員会では、イベントがないときでもまちの中を散策してもらえることを考えておられます。最上山のもみじ山の近くには、造り酒屋がありまして、この通りを酒蔵通りとすること、そして、山崎歴史郷土館にある江戸時代の山崎藩の資料や、山崎歴史民俗資料館にありますお酒づくりの道具類、また、黒田熊野助の碑ができましたことにより、山崎町内の歴史を掘り起こしまとめること、まだまだ残っている町家の景観を整えること、これらによって季節を問わず来訪していただけるようにしていこうと考えておられます。

この地区が宍粟のどんな立場であるべきとお考えでしょうか、お伺いします。

議長（実友 勉君） 福元市長。

市長（福元晶三君） 先ほどお話のあったとおり、今回の11月18日、19日、18日はああいう雨天の中でああいうことだったんですが、19日はその駐車場に限らず、中国道から国道へというようなことも非常につかえた状況であります。そういうたくさんの方が来ていただけました。

また、あわせてお話があったとおり、祭日の23日、その次の土曜日25日、26日という形については、おっしゃったとおりたくさんの方がお越しいただきました。その方々が商店街への動線なしに直接ということだったと、こういうことではありますが、まず、このもみじ祭りの中で、これまでと非常に変わった形が出てきたのが、

私は昨年変わってきたなあ。一つは、ああいう形で商店街の皆さんが何とかせないかんという思い、若い人たちがということで、ハイカラ通りということをつくっていただきました。かつてのまちの商店街の風景を醸し出す中で、多くの来場者を呼び込もうという動き、一方では、歴史を何とか生かそうということで、先ほどお話があったとおり、特に財団法人山崎本多記念館を中心とした山崎手づくり甲冑隊もああいう形で参画をしていただいて、甲冑の行列も含めて子どもたちにもそういう甲冑を着せたり、あるいは見せたり、そういったことによって歴史に触れていただこうと。

また、今年、新たにできたところではありますが、山崎本多藩ということで、本多忠勝のいわゆる次男にあたる忠朝公、そのゆかりも含めて立葵の会というのを結成していただいて、そういう歴史を、それをうまくまちの中に繋いでいこうということで、かつてから、まち歩き会ということもいろいろ歴史を勉強しながら来ていただいた人をうまく動線を繋いでいこうと、歴史やあるいは文化のことも含めてとこういうことも一昨年あたりからより盛り上がって、昨年、今年へと繋いでいただいております。

そういったことからすると、まさにこの中心市街地活性化委員会で、いろいろ検討していただいております、特に中心は商店街や、あるいはもみじ山や、あるいは歴史をどう繋ぐかということではありますが、手始めにいわゆる酒蔵通りをきっちり整備して、さらにまた商店街もこれからいこうという、そういう計画がなされております。そういうことからすると、私はある意味これから、宍粟市の大きな拠点の一つとして、交流人口を拡大していく拠点の一つとして大きな役割があるのではないかなと、こう思っております、歴史や人的な財産やあるいは経済を含めて、私はこれから大きな道が開ける場所と、このように考えておりました、今後、中心市街地活性化委員会で、いろいろ検討なされることも含めながら、市としても支援できることは一生懸命一緒になって考えていきたいと、こんなふうに考えております。

議長（実友 勉君） 10番、神吉正男議員。

10番（神吉正男君） 酒蔵や町家、歴史、山、このかわいにはいろんなものがそろっております。私はここが宍粟の観光の、先ほどおっしゃっていただきました宍粟の拠点の一つになるということは明らかに考えております。

6月の議会でも伺いましたが、ここから、この地区から大きな点や太い線、大きな面にしていけば、日本酒発祥の地である宍粟の交流人口は拡大し、宍粟中に活性化の波ができるんじゃないかと思っております。まさに関係者の意識は高まってお

ります。

景観を維持していくには、地元住民の意識や取り組みが大切なのですが、ルールづくりも必要です。老朽化や後継者の不在なんかによって古い建物がどんどん取り壊されて、少しずつなくなっていっております。価値のある建物は、今のうちに、今すぐに認定をするなどして保存しておかなければいけないと、空き家になってからでは遅いということが最近わかってきました。町並み条例のような、まちを守るルールなどをつくる施策なんかをつくってみてはどうかと考えておりますが、いかがでしょうか。

議長（実友 勉君） 花井建設部長。

建設部長（花井一郎君） 町並み条例というのは、基本的には今言われましたように、町並みの保存と、また新たな形成というような形のことだと思っておりますが、ちょうど今、兵庫県のほうには景観形成条例というのがございまして、昭和60年に制定されておりますが、ちょうどその中で、今ありました酒蔵通りの3軒の建物につきまして、景観形成重要構造物ということで指定されております。それがちょうどその景観形成条例の中でつくられたものでございます。その中に景観形成地区というものがございます、それに指定されますと、今言われましたようないろいろと建築にあたっての制限であったり、今後の町並みを保存していく上での基準だったり、そういうものを決めていくというものがございまして、そちらを利用して、市独自につくる方法もあるかもわかりませんが、県に既にそういう条例がございまして、それを利用して指定していくという方法があるんじゃないかなというふうに考えます。

議長（実友 勉君） 10番、神吉正男議員。

10番（神吉正男君） 町並みのことなのですが、空き家になってしまっていて、もうどなたもおられない、前回の一般質問でさせてもらいましたが、おられなくなってからはそこに何の意識も通じなくなってしまうんですね。今おられるときに、この自分ところの建物がそんなに価値のあるものなんやということをわかっていただくためには、今おられるうちにお声がけをするなりする必要があるんだと思うんです。それによって今建っているものを残していく。いいものはいい、残しておきたいということを伝えていくことが大事だと思っております。また、そこは今後進めていきたいと思っておりますので、御指導ください。

もみじ山の話に戻ります。裏の山のもみじの紅葉がとてもきれいやからということで、みんなで楽しもうやないかということで、20年ほど前に始められた方とお話

しすることがありました。こんなに大きなイベントになるとは思っておられませんでした。当てようと思ってもなかなか当たらないもので、自分が楽しい、ええなあと思っていたことが続けることで結果が出たということだと思っんです。毎年やっていたら、いろんな人が協力してくれ出して、ええ方向へ転がり出した。何にでも当てはまることだと思っんです。

もみじ山のことですけども、散策道からもみじの木の根のほうへ今近寄れるようになっておりまして、今回3万人の方々がお越しいただいて、木の根の上を歩かれることになって、根が少し傷んで来ております。また、地面も踏みつけられて地中の状況が悪くなっているんじゃないかというふうに心配されておられます。これまでは、たくさんの方々にお越しいただきたいということで、木の根のことなどはあまり指摘されておられませんでした。今後もずっと多くのお客さんに来ていただきたいので、もみじを大切にしていけるべきではないかと考えます。

この件いかがでしょうか。

議長（実友 勉君） 花井建設部長。

建設部長（花井一郎君） 今言われましたとおりに、たくさんの方が来ていただいた反面、そういう問題が生じておりますので、ちょっともみじ山につきまして、いろいろ樹木医さんとも相談して管理しておるわけですが、その点を考慮してそこを入らないようにするとか、そういうようなことも検討していきたいというふうに考えますのでよろしくお願ひします。

議長（実友 勉君） 10番、神吉正男議員。

10番（神吉正男君） あまり大きな規制はかけたくはないと思っんですけれども、守るために必要な最低限のことはしていただきたいというふうに思っっております。

続きまして、2番目のドローンに関してなんです。

まず、初めに言えることは、先ほどもありましたように、ドローン自体が悪いのではなくて、危険な操縦をする人が、そういう人が要ということが問題なだけなんです。

当初は、取り扱いを知らない人たちによる操縦でお城にぶついたり、イベントで墜落して人身事故になったりすることが起こっておりました。そのころは機体の性能も低く、また、きちんとしたルールもありませんでしたので、しょうがなかったのかもしれませんが。現在は、先にありました航空法で規制がかかったことにより安全性は若干高まったというふうに言えます。

宍粟市内は、今年の6月から人口密集地ではなくなり、基本的なルールを守った

上でなら飛行禁止区域というものがなくなりました。でも、同じ場所で多くのドローンが飛ぶということは、特に花火大会、夜間飛行であったり、目視外飛行、そういうことをすることを認めてしまえば事故に繋がる。まんよく人がいないところだったら構いませんけれども、想像するのが少し怖いような事故が起こることになります。

産業用のロボットや精度や性能はとても速いスピードで進化しています。先月、日本の大手通信会社がアメリカのロボットに関するベンチャー企業の傘下に置いたんですが、働き手の不足や人口減少で起きているこの状況において、将来的にドローン産業は発展することは間違いないと考えられております。人が乗ったり、物を運んだりするテストが重ねられていますので、安全性を確立しながら産業として成長していくことは間違いないと考えます。

近隣の市や町では空きスペースや校舎を使ってドローンの正しい使用方法を学んで、さらに指導者を要請していく取り組みが進められています。宍粟市においても市民に正しい理解をしてもらうために取り組むべきだと考えます。

有志の方や企業の方からの申請などが以前ありましたでしょうか、これまでにありましたでしょうか、お伺いします。

議長（実友 勉君） 名畑産業部長。

産業部長（名畑浩一君） 私のほうからお答えしたいと思います。

まず、先ほど議員のほうからございましたドローンスクールですが、西脇市、姫路市で既に開校されており、近隣では佐用町でも空き校舎を活用して、そういったドローンスクールが開校されています。宍粟市につきましては、まだそういったドローンスクールといったものは開校していませんが、ドローンの技術者の養成であったり、事業者の支援の立場から少しお答えしたいと思います。

まず、技能労働者の育成を支援して、若者の雇用の場を確保することを目的に、宍粟市では技能労働者育成支援事業制度を構築しております。この制度につきましては、事業主の立場からでは、技能労働者の確保であったり、事業の拡充を図る、こういったところに非常に有効かと考えております。

本件につきましても、制度の目的や規定内容等を照らし合わせる中で、ドローンの資格と事業との整合性を図らなければなりませんので、ドローン講習会や事業主の職種等を若干精査する必要があるかと思いますが、こういった制度を活用してドローンの資格を取る事業者に対する支援とか、そういったことで対応できるのではないかと考えております。

以上でございます。

議長（実友 勉君） 10番、神吉正男議員。

10番（神吉正男君） わかりました。現在、有志の方でされている方などは、やはり一般の市民から見られたら何か悪いことをしているんじゃないかというような目で見られるんやという声もよく聞きます。正しい知識がない状態ではそういうふうにとられる可能性があると思うんです。ですので、市民の方にもそうなんですけども、正しい知識を持って正しいやり方で飛行させる、それがさらに産業に繋がっていくことを期待しております。

3点目の移住者と定住者の支援について、お伺いします。

先ほど多くの事業が定住者、移住者に向けてあるとお聞きしました。通勤通学助成事業など、しーたんバスの対象者数が少し限定的ではないかと思っております。ごくわずかなので、対象者がもっと多くなる事業にするべきではないかと考えますが、この点いかがでしょうか。

議長（実友 勉君） 坂根企画総務部長。

企画総務部長（坂根雅彦君） この通勤通学補助制度を設けた部分については、できる限り阪神間にお勤めの皆さんが地元に戻っていただいて、住んでいただきながら通勤をしていただくと、そういったことを一つの目標、さらには学生の皆さんが実家からそれぞれの学校にお通いになる、そのことによって就職の段階で地元の企業というものも選択肢に入れていただけるのではないかなと、そういう二つの目標を持ちながら、思いを持ちながら、この制度をスタートさせております。

この間、発足してまだ3年目というところで事業をしておりますが、ほとんどの利用が学生ということになってございます。学生については、就職がどうなるかということについては、いまだその結果が出ていないというところがございますので、その結果を見ながら、この内容については見直しをするのかどうかということの検討に入るべきだというふうに思っております。この今の制度自体がいいのかどうかというのは、これからの検証にかかってくるのかなと、そんなふうに思っています。いずれにしても、見直しということも視野に入れながら、今後考えていきたいというふうに思っております。

議長（実友 勉君） 10番、神吉正男議員。

10番（神吉正男君） そうですね、宍粟市内の就職先とか、学校とかと隣接している市町への通勤、通学に対してそういう支援ができないかなというふうに、そういう事業ができないかというふうに考えております。



また、宍粟市内の高校に入学したとき、それから宍粟市内で就職したりすることに対してお祝いや激励の意味を込めた施策が必要ではないかと考えます。こういうことは住んでいる人たちが幸せや喜びを感じる施策であると考えます。住んでいる人、離れなかった人、この人たちを忘れていないよ、私たちは忘れていないよということですか。いかがでしょうか。

議長（実友 勉君） 坂根企画総務部長。

企画総務部長（坂根雅彦君） この通勤通学助成事業を始める段階でも、これは阪神間、西播磨以外、中播磨以外のところの通勤通学についての対象区域という形にしておりましたので、姫路等々での通勤通学にも枠を広げるべきではないかという御意見もいただいております。そのことは十分認識をしながら、この間制度として続けておるわけですが、今おっしゃっていただきました地元に住む方を大切にす施策ということで考えていくべきかというふうにおっしゃっていただきました。例えば森林の家づくり事業、この部分につきましては、転入の方々だけを対象ではなく、市内に在住の方が新たにお家を建てられるという部分についても助成の対象としておまして、先ほど御報告させていただきました本年度60件のうちの52件が市内の方々への助成ということになっていまして、そのあたりも含めてそういう意識を持ちながらこの施策を進めております。

特に、この施策を考える上で、産業立地の関係でもそうですが、市外から企業を呼び込むということだけではなく、市内の企業が外に出られることを防いでいながら、地域の雇用を守っていくというところが必要だという施策を打っておりますが、そういう観点に立って家づくり事業も制度設計をさせていただいたところがございます。

今御指摘のありました通勤通学等々の補助についても、そういうことを考えるのかどうかということについては、今後の課題とさせていただきたいというふうに思いますが、非常に通勤通学については、通勤の距離という部分について埋められない課題もたくさんあるというふうに認識をしておるところでございます。そういうところも含めて検証・検討をさせていただきたいというふうに考えてございます。

議長（実友 勉君） 10番、神吉正男議員。

10番（神吉正男君） 若者たちがここがよかった、宍粟市におってよかったなあ、遊ぶところがようさんあるわと、ハード面での話ではないです。みんなの目が優しいとかということも含めて住んでいてよかった、ここよかったと思ってもらえる、宍粟市もおもしろいことやるやんと思ってもらえるようなまちであってほしいと思う

んです。

昨日ありましたスケボーの件なんですけども、市役所東の河川公園、あそこでどんどん遊んでもらいたいというふうに僕は思うとんですね。スケボーもそうですし、ラジコンの自動車を走らせたり、自転車乗る練習をしたり、そういうことを若い御夫婦などにどんどん使ってもらって、ああ、あそこへ行って遊ばかというようなこと、これだめ、あれだめというふうにしなくてね、遊びの提案なんかができたら、もっといいんですけれども、そういうことをしてほしい。そういう場所としてどんどん推進していただきたいと思います。

森林セラピーや公共交通再編、消防団の婚活イベントなど、やってみなければわからないという事業に多く取り組んでいただいている、スピード感のある取り組みの姿勢は大変評価のできることだと考えます。すぐに効果のあらわれることはそう多くはないと思うんですが、次年度も同じようにスクラップ・アンド・ビルドの考えを持って続けていっていただきたいと思います。そこを一言お願いします。

議長（実友 勉君） 福元市長。

市長（福元晶三君） 昨日来いろいろ御意見をいただいております、特に若者たちがここへ住みたいなあ、住み続けたいなあと夢や希望を持てると、こういうことについては最大限努力をしていきたいと。当然お金の支援もありますし、心の支援もあるんですが、お金の支援というのはなかなか限界もあるわけでありましたが、ある意味、市全体でみんな嬉ぶという、そういう心の支援の部分については、これからのいろんな意味での考え方が整理できるんじゃないかなと思っています。

また、あわせて隣のせせらぎ公園については、昨日も申し上げたとおり、可能な限り若者たちの意見を聞きながら、そういった規制を解いていく方向で今後努力していきたいと。そういったことが先ほどおっしゃったように、ここに住み続けたい、若い人たちの将来への希望が広がってくるものと、このように考えておりますので、そういった方向で取り組んでいきたいと、このように思っています。

議長（実友 勉君） 10番、神吉正男議員。

10番（神吉正男君） 以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（実友 勉君） 10番、神吉正男議員の一般質問を終わります。

ここで午前10時30分まで休憩をいたします。

午前10時17分休憩

---

午前10時30分再開

議長（実友 勉君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

続けて、浅田雅昭議員の一般質問を行います。

8番、浅田雅昭議員。

8番（浅田雅昭君） 8番、浅田でございます。発言許可を得ましたので質問をさせていただきます。

いよいよ本定例会一般質問、私が最後となります。皆さんもほっとされているのではないかと思います。締めくくりでございますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

なお、質問通告内容につきましては、簡潔明瞭にまとめておりました。ただ、その趣旨は十分御理解いただけるものと思っておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

私は、大きく一つ、平成30年度予算編成に向けてということでお尋ねをさせていただきます。

この6月議会、9月議会におきまして、私も幾つか事業実施につきまして御提案をさせていただいております。本会議当日、その時点で回答をいただいた事業や後日所管委員会におきまして検討する旨の回答をいただいた事業もございます。具体的には、病児・病後児保育につきましては、平成31年度実施を目標に検討することや、障がい者福祉の関係におきましては、施設整備に対する市独自の支援策として、所管の委員会の場におきまして議会からの提言事項もあるということで、検討をしていくという回答もいただいております。このことの進捗につきましては、また所管の委員会のほうで確認もさせていただきたいなというふうに思います。

また、市立図書館の建て替えにつきましては、これは大きな財政負担でもありませんし、また、場所の問題もありますので、このことにつきましては、また時期を見まして改めて御質問もさせていただきたいなというふうに思っております。

よって、今回は四つの事業につきまして、一つは、生活支援サービスを実施する地域住民組織への新制度の創設について。二つ目が、看護職・介護職・保育士の専門職に対する処遇改善について。三つ目が、子どもが3人以上いる家庭へのさらなる支援策について。四つ目が、合理的配慮の提供支援について。この四つのことにつきまして、改めてお尋ねをします。

要は、平成30年度の予算編成時期でもありますので、これまでの検討状況と平成30年度予算への計上についての考えを伺いたいというふうに思います。

なお、9月以降の間、国政選挙を経まして政府においては、もう御存じかと思

います。12月8日に人づくり革命の新たな政策パッケージを閣議決定をいたしております。これは御承知のことと思います。その中で、やはり私が今質問をしておる事項についての関連がございます。幼児教育の無償化や介護職員や保育士の処遇改善を行うということをしております。これにより多少の改善は図れるものと思いますが、これがすなわち宍粟市において介護職や保育士の確保が図れるかどうか、また、多子世帯のうち該当する世帯におきましては、その分の負担軽減には繋がるとは思いますが、そうでない世帯についての負担が解消されるかどうかというのは、これはまた別問題であるかと思しますので、やはり私は市独自の施策展開が必要であると考えますので、その点も考慮していただきながら、御回答もいただければというふうに思います。

これで1回目の質問を終わります。よろしく申し上げます。

議長（実友 勉君） 浅田雅昭議員の一般質問に対し、順次答弁を求めます。

福元市長。

市長（福元晶三君） それでは、浅田議員の御質問にお答えを申し上げていきたいと思えます。

ただいまありましたとおり、政府のほうも人づくり革命ということで、政策パッケージが閣議決定されて、いよいよ消費税の導入も含めながらのこともありますし、社会保障のこともあるわけではありますが、その中で幼児教育あるいは看護職あるいは保育士、そういったところの人材確保についての一定の方針が示されました。ただ、あの状況を見ておりますと、いよいよその実施年度については、今、流動的な部分がありますし、場合によっては平成31年度から、あるいは32年度から、場合によってはすぐやるというようなこともあります。その動向を見ながら十分我がまちとしても具体的なことについては煮詰める必要があるだろうと、このようには思っております。

そういった観点で十分なお答えになるかわかりませんが、ただいま4点の御質問をいただいておりますので、お答え申し上げたいと、このように思います。

まず1点目の生活支援サービスを実施する地域住民組織への支援制度の創設と、こういうことでありますが、本年4月より開始をしております介護予防・日常生活支援総合事業におきましては、介護予防・生活支援サービス事業の訪問型サービスとして地域活動訪問サービスを設けております。このサービスにおいては高齢者のちょっとした生活の困りごとに対応するものでありまして、地域住民の皆さんや、あるいはボランティアグループ等々が主体となっていただいで、対象となる方の見

守りであったり、あるいはごみ出し等の生活援助を提供するものとしております。

平成29年度におきましては、モデル的に現在実施をしておるところであります、平成30年度に向けましては、予算額については増額をする中で地域で支え合う体制づくりの支援を拡大していきたいと、このように考えておるところであります。

次に、専門職の処遇改善のことについてであります、先ほども人づくり革命等々でありましたが、特に全国的に看護職・介護職が不足する状況については、もう御承知のとおりだと。宍粟市におきましても、いずれの職種も非常に確保が厳しい状況と、このようになっております。

過日、市内にあります全介護事業所を対象に、人材確保等の状況についての実態調査を実施しましたところ、やはり多くの事業所におきましては、介護・福祉士と看護師が不足しているとの実態が明らかになっておるところであります。こうした状況の中におきまして、介護職においては職員が具体的なキャリアビジョンをもって仕事に打ち込めるよう、今年度より従来の処遇改善加算制度に追加加算が行われ、介護職員一人当たり月額1万円相当の加算が行われたところあります。

事業所の調査結果によりますと、職員の離職の理由としましては、特にやりがいと職場の人間関係が収入面ということより上回っているという実態が明らかになっております。そういった人間関係のいろんなことがあるのかなあとと思います。介護職への処遇を改善するために、給与を加算するということも一つの方策であります、こうした実態を踏まえ、まずは事業所の連絡会等におきまして十分意見交換を行う中で、離職防止策として職員確保に向けた対策について今後さらに協議を進めていきたいと、このように思います。いかにやりがいを持ったり、あるいは職場の人間関係をスムーズに保つかということを含めて、その会の中で今後意見交換をしながら協議を進めていきたいと、このことが重要と捉えております。

次に、子どもが3人以上いる家庭へのさらなる支援ということであります。9月議会におきましても、浅田議員、また西本議員のほうからも第3子以降の給食費と保育所の保育料の無料化について御質問をいただき、今後検討していきますと、こんな答弁をさせていただいたところあります。

この間、このことについて、あるいは今日のいろいろな情勢等々、課題も含めて検討した結果、多子世帯の経済的支援として、給食費につきましては、平成30年度より第3子以降の給食費の無料化を実施していきたいと、このように現在考えております。このことについてはまた予算等でいろいろ御議論いただきたいなど、このように思います。

第3子以降の保育所の保育料の無料化につきましては、先ほどお話があったし、私も申し上げた人づくり革命を含めて、あるいは新聞報道等々で見ますと、3歳から5歳児の無償化の方向性がいよいよ閣議決定をされました。しかしながら、実施年度がいわゆる平成31年であったり、平成32年であったり、場合によって本年度から一部と、こういうふうな状況もいまだちょっと不透明な部分も現実あるわけであり、したがって、その動向をしばらく注視する中で予算編成に当たっていききたいと、このように思っております。しかしながら、繰り返しになりますが、現段階で確実に私が考えておりますのは、給食費の無料化については第3子以降、是非平成30年度より実施をしていきたいと、このように考えております。

続きまして、4点目の合理的配慮の提供支援で助成制度の支援制度はどうかという意味合いだと、このように思いますが、先の議会でも御質問いただき、民間事業者等の意見を聞きながら制度の検討を進めると、このように答弁をさせていただいておりました。法の意図するところでは、物的な障害というか、障壁を排除する部分もありますが、その場面に対応する人として求められる対応、あるいは受け入れ、また相談、解決策を考えるとといった意識の面を高めることが非常に重要でないかというふうに言われております。そういう啓発・啓蒙とか意識の改善とか、そういったことが非常に重要だと、このようなところも法も意図しておると、このように理解しております。

そのためには、事業所等に障害者差別解消法を理解していただくことが最も重要だと、このように考えておりました、商工会とも十分協議を今行っておりまして、商工会加盟の全事業所に対しての法の概要を説明するリーフレットを近日中に配付していただく予定としております。

今後、さらにこの趣旨を十分踏まえ啓発を進める中で、市民全体、あるいは事業者も含めて意識を高めていく中で、どのような配慮が提供でき、そのために市からどのような支援が必要かといったことも十分協議して伺いながら、支援策の制度化についてさらに検討を進めてまいりたいと、このように考えておりますので、よろしくようお願い申し上げたいと思います。

なお、また保育士等の御質問に対する処遇改善については、教育長より答弁をします。

議長（実友 勉君） 西岡教育長。

教育長（西岡章寿君） 私のほうからは、保育士の処遇改善状況につきましてお答えいたします。

現在、国が進めております一億総活躍社会の実現には、待機児童の解消が急務となっております。保育士確保が必要とされております。そのために保育士の給与面での処遇改善が必要とされておきまして、本市におきましても6月議会におきまして、議員からの提案を受け、国の動向を注視しながら、保育士の処遇改善に向け取り組みたいというふうに回答しておりました。

そのような中、本年度、国におきまして処遇改善が行われるということになりまして、その内容につきましては、保育士全職員に2%で月額約6,000円の賃上げ、さらに概ね7年以上の経験を積んだ専門リーダーには、月額4万円、また概ね3年以上の経験を積んだ職務分野別リーダーに、月額5,000円の処遇改善が行われることとなりました。そこで本市でも民間保育士に対しまして、同様の処遇改善を図るよう指導し、処遇改善が行われる見込みとなっております。そのために必要な経費を今回補正予算として提案しているところであります。

また、平成30年度の予算につきましても、引き続き国の動向を注視しながら、処遇改善に努めていきたいと、このように考えております。

以上でございます。

議長（実友 勉君） 8番、浅田雅昭議員。

8番（浅田雅昭君） ありがとうございます。それでは、順次再質問をさせていただきます。ちょっと順番は前後するかと思いますが、御了承いただきたいというふうに思います。

まず、多子世帯への給食費無償化、平成30年度からということでありありがとうございます。一つ前進ができたのかなというふうに思っておりますので、よろしく願いをしたいなと思います。

いわゆる就学前の教育の無償化、あるいは義務教育もいろいろ教科書等の無償もあるんですけども、やはりいろんなほかにも経費がかかりますので、特に今回国が制度として示しておる子育て支援をもってしても、なかなか多子世帯については非常に厳しい状況は変わりがないのかなというふうに思いますので、その点も含めて一つずつではあったとしても、私は宍粟市独自でいろいろと支援策を講じる、やはりそれが子育てしやすいまちづくりということに繋がっていくものだと思いますので、今回は第3子以降ということではありますけども、よろしく願いをいたしまして、引き続きまた動向を見ながら、それが拡大をできるのかどうか、これは財政との兼ね合いもございましょうし、それから今の給食費のありよう、いわゆる会計のありようも含めてのことになるのかと思いますけども、今後平成30年の状況を見た中で、

また後年度いろいろ御検討いただければというふうに思います。

それから、保育料につきましては、やはり今、国は消費税の関係で、消費税が2019年の10月ですから、少し前倒して平成31年度4月スタートということを出しております。ただ、これは今からの国会の予算の関係もございますので、その辺で流動的なところもあろうかと思えますけども、その点も含めて保育料は国の動向を見ながら進めていただければというふうに思いますので、よろしく願いをいたします。

一番最初の生活支援サービスの関係です。地域住民組織への補助制度というか、支援策なんですけども、地域活動訪問サービスということで実施をしていただいております。これは私から言うのもあれなんですけども、私が福祉を担当しておるときに、いかに共助をどう立ち上げていくのか、ひいては、つまり継続して活動していただく組織をどうつくっていくのかということが最大の課題でありましたし、今後進めていくにもそれが大きな一つの重要な課題であると思えます。ですから、いろんなボランティア組織や住民組織、いろいろあろうかと思えますけども、やはりそれぞれ一つしっかりした継続して取り組んでいただける組織というのが必要ではないかなというふうに思うんですけども、その辺の今から進めていこうとされるときに、どこに基盤を置くのかというところがあるかと思うんですけども、その点どこに基盤を置こうと思われているのか、まずお聞かせいただきたいなと思えます。

議長（実友 勉君） 世良健康福祉部長。

健康福祉部長（世良 智君） ただいま浅田議員のほうから御提言いただきましたことなんですけども、やはり我々、今年度から今2カ所モデル事業ということで取り組んでいただいております。つい先日も担当職員が地域のほうで今取り組んでいただいている団体の皆様と協議をさせていただきました。その地域につきましては、やはりこれまでいろんな取り組みをされておるといふようなところを担当職員も帰って報告しておったんですけども、そういう中、これから市内各地で広げていくためには、地域力というのが非常に大切かと、このように考えております。

これまで宍粟市におきましても、自治会を中心としたまちづくりに取り組んでおりますけども、これほど高齢化が進んでいく中で、このまちづくりという中でこの高齢化対策というのが非常に大きなウエートを占めますし、これから先の長い自治会運営をしていこうと思っておりますと、これは避けては通れないし、それがまた地域が長く続く、そういったものになるんじゃないかと思えます。

ですので、今言っていただきましたこの地域活動訪問サービス、これをこれから



広げていく中におきましては、そういった地域、それをまず一番の中心に据えた中で我々職員のほうが出向いて行って、とにかくやみくもにそういう団体を増やしていくというのではなく、地域の理解をいただいた上で組織づくりのところにも十分手を差し伸べながら協議をして進めていきたいと、このように考えております。

以上でございます。

議長（実友 勉君） 8番、浅田雅昭議員。

8番（浅田雅昭君） 基本は私も同感だと思います。今回、この第6期の介護保険事業計画の中で、いかに共助をどう進めていくのか、昨日も榎橋議員の質問の中に大介護時代ということがございましたけども、将来の宍粟市を見詰めた中で、第6期のスタートとして将来的にどう共助を進めていくのか、その組織をどうつくっていくのかということで、私も老人クラブ連合会、市老連の役員会に出席させていただいて、その担い手ということも一つ御提案も御協力依頼もした経緯がございます。やはりそこには地域の中で動いていただく、しっかりした核になる、そういう組織が必要であるというふうなことも含めて、そんな取り組みもした経緯もありまして、結果としてまだ道筋もできずに退職になったわけなんですけども、やはりそういう今部長がおっしゃったように、その地域の中でいかにそういう核になる組織をつくっていただいて、その中で共助の部分はどう育んでいくのか。それぞれ各単位自治会でできるところと、なかなか単位自治会でできないところというのはございます。議会の報告会でも言っておりましたけども、やはり小さな自治会になると、もう長年役員しとんだという自治会もございますので、一つの自治会ではできるところとできないところがありますので、市内統一的には無理かと思っておりますけども、やはりいろんなところで共助をどう活動する組織をつくっていくか。

今は福祉の面を重点的に取り組んではありますけども、私はこれはひいては地域づくり、そういう組織づくりをするということは、その活動ができるということは、地域づくり、まちづくりに繋がっていく、ひいては暮らしの安心が提供できる、いわゆる市長もおっしゃっています安心して暮らせるまちづくり、そこに繋がっていくんじゃないかなと、そんな認識を持っておるんですけども、そういった認識は市長の認識とはちょっとずれておったら、これからの議論はかみ合いませんので、私はそういう認識を持っとんですけども、市長の認識はいかがでしょうか。

議長（実友 勉君） 福元市長。

市長（福元晶三君） まさしく同感でありまして、先日来出ておりますとおり、市民の暮らしやすさや安心して暮らせる、そういう意味においては、昨日も議論があ

りましたように、なかなか地域を形成していくのに単位自治会では当然自治会運営はままならん、場合によって2、3の自治会が連携してまちをつくっていくということも、そのための支援というお話も提案もいただきました。したがって、そういうふうな枠組みも含めて、先ほどおっしゃいましたように、まちを、あるいは地域をどうつくり上げていく、その中で高齢者をどう支えていく、これは単位自治会だけではなかなか現実厳しい場面も出ておるところも実際ありますので、今後そういう観点でこれまでの枠にとらわれることなく、しっかりとした核をつくっていくということについては、ある意味のまちづくりの大きな柱になってくると思いますので、そういう観点で進めていくことが重要だと、このように捉えております。

議長（実友 勉君） 8番、浅田雅昭議員。

8番（浅田雅昭君） なかなか組織づくり、活動の仕組みをつくっていくということは非常に大変なことでありますし、やはりその地域の方々の御協力なくして、これは前へ進みませんので、そういった面でそれを進めるには、やはりそれだけの支援策が必要になってこようかと思えます。

私は、以前も提案したときに申し上げたかと思うんですけども、やはりこれは福祉の分野だけではなしに、大きく地域づくり、まちづくりという観点からやはり自治会交付金であるとか、それから今元気げんき大作戦のいろんな補助金等、地域づくりの補助金があるろうと思えますけども、やはりそういったものを一度再編成して、老人クラブ連合会への補助、これは県費もついておりますので、なかなかまとめるということは難しいかもわかりませんが、市単独でいろんな地域づくりの補助金があるやつを使いやすい、そういった一つの制度の再編も含めて、やはり支援策をつくる必要があるんじゃないかなと。それによって動きやすさといえますか、やはりそれは使いやすさも含めてですけども、そういった地域の活力が活性化に繋がっていくと、その動きがさらに促進されるということも含めて将来的にそういういろんな制度を再編するというのも私は提案をしていきたいと思うんですけども、いかがでしょうか。

議長（実友 勉君） 福元市長。

市長（福元晶三君） まさにそうでありまして、その時々でいろんな制度をつくってきた経過がありますし、それが一番妥当だという判断で補助事業なんかを成立させてきておる経緯があるんですが、今日的課題は昨日から、一昨日から出ていますとおり、今やその枠組みだけではどうもならんということもありますので、その補助事業のあり方も当然見直していかないと、こう思っておりますので、これが

らまちづくりをどうやっていく、どういうふうな考え方をもって進めるか、基本原型はあるんですが、それにこだわることなく、補助事業もあわせて考えていく必要があると、このように考えております。

ただ、今の段階でどうするというのはなかなか難しいんですけども、考え方はそのとおりだと、このように思います。

議長（実友 勉君） 8番、浅田雅昭議員。

8番（浅田雅昭君） それぞれ今行政のほうもいろいろ小学校区単位でいろんなまちづくりを進めていこうという取り組みがございますので、その枠組みを押し進めに当たっては、やはりそれだけの支援というか、その推進方策も練り直していかなければなりませんので、そういった意味で今回、私は生活支援サービスを担うという福祉の立場でいろいろと御質問もし、提案もしておりますけども、結果としてはこれが地域づくりに繋がるんだと。今回資源ごみのコンテナ回収に当たっての高齢者や障がいのある方への支援についても、やはりいわゆる共助が根底の支援になっておりますので、やはりこのことについてはいけません、やはり宍粟市の将来を考えると、共助という、そういう地域の支援が欠かせない状況になっておりますので、そういった観点も含めて一度推進方策の検討、平成30年度即というわけにはいきませんが、いろんな知恵を出し合いながら、再編の方向をまた検討をお願いしたいなというふうに思います。

それと、続いてですが、専門職の関係でございます。

言われるとおり、国の制度におきまして介護職のほうにつきましては、順次加算もあります。ただ、今の国のこの制度においても、産業の平均賃金よりまだまだ低うございます。これは保育士さんも一緒でございますので、少し改善はされておりますけども、まだそういう低い状況に置かれているということは御認識をいただきまして、特に宍粟市は、介護職でこれからも人材が非常に苦しい状況、特に私がこの前も提案させていただいた、今から推進していかなければならないサービス、そこになっていただける方を重点的にバックアップする施策も必要ではないかなということも御提案させていただきました。幸い、定期巡回サービスについては、市の随伴が必要ではありますけども、県がそういう制度をつくってくれましたので一歩前進したんですけども、ただ、それで宍粟市が特に介護職の人材について、サービスがこれで回っていくかということ、なかなかそうはいきませんので、まず一番人材のサービスの弱いところについて、ターゲットを絞った中でそういう県が今回定期巡回サービスに支援をしたような制度も、それは考えていく必要があるんではない

かなというふうに思います。

また、そういう今第7期の事業計画、大詰めに来ておるとは思いますけども、そういったことも踏まえまして、この利用見込みも含めて、今どういうところが介護の現場で弱いとおられるのか。一番、今後、必要性を感じておられるサービスについて、どう捉えておられるのか、まずお聞きをしたいと思います。

議長（実友 勉君） 世良健康福祉部長。

健康福祉部長（世良 智君） 今ちょうど第7期の計画策定を行っておるところでございます。所管の委員会におきましても毎月報告をさせていただいております。

この間、この計画策定に当たりましては、第6期の反省点に立って、第7期の施設整備についても検討を行っておるところでございます。そういう中で、今議員からもございましたように、施設整備と並行しまして、やはり表裏一体の中で人材という課題が出ております。そして、それも踏まえてなおかつ介護を必要とする方にかにきめ細やかな、希望されておるそういう受け入れ体制を整えることができるかということでございます。ですので、それらを総合的に判断する中で、第7期におきましては、これまで行ってきたような大きな施設整備ではなく、小回りのきく、そしていろんな種類のサービスが提供できる、そういう方向で施設整備は行うべきではないか、そういう考え方で今検討を進めておるところでございます。

ちょうど来週からこの計画案につきましても案のパブリックコメントのほうも進める予定としております。また、議員のほうからの御意見も聴取する予定としておりますので、またそこで御意見をいただければ、この協議の中に諮ってまいりたいと思いますので、よろしくお願いたします。

議長（実友 勉君） 8番、浅田雅昭議員。

8番（浅田雅昭君） わかりました。介護職、看護職、それから保育士、それぞれ専門職の人材確保、これはこれからの引き続きのテーマでありますので、国の制度も十分加味しながら、足りない部分についてはやはり市独自でいろんな施策を講じるということも必要ではないかなと思います。

例えば給与面のみだけではなく、市外からそういう専門職が来ていただける場合、アパートを借りられるとか、そういった場合に家賃補助をすとか、そんなことも必要ではないか、そんなんは一例ですけども、そういう給与面のことだけではなく、いろんな処遇対応を考える中で人を確保していくと。これはひいては子どもたちのため、市民のためということになりますので、そんなことも一つ念頭に置

いていただいて、いろいろと人材確保にお互い知恵を絞っていききたいなというふう  
に、また私のほうからもいろいろ御提案もさせていただきたいと思いますので、よ  
ろしく願いをいたします。

それと、最後に、合理的配慮の提供支援です。

このことについては、当然民間事業者さんの意向もございましょうし、まず今言  
われたように、法の趣旨を理解していただくと。啓発、これが一番大事でございま  
す。宍粟市も県下に先駆けていわゆる手話言語条例も制定していただいて、今取り  
組みを進めていただいておりますし、そういう手話言語条例の啓発についてもいろ  
いろと進めていただいているわけですので、やはり市民の皆様、事業所の皆さんに  
法の趣旨等々を理解していただいて、それに対応していただくのがまず1番だと思  
います。

ただ、昨日は電動カーの話がございましたけども、車椅子でいろいろと動いて社  
会参加されておられる方もございますので、やはりそういう方々も各それぞれの商店に  
入りやすいということも必要でありますので、そのときに段差があるということに  
なりますと、お店の方が例えば簡易スロープを買いたいんですけどもということがあ  
りましたら、やはりそれに市が制度をつくっておいて補助をすとか、そういうふ  
うな取り組みもこれからは、啓発は当然ずっとしていかなければならないんですけ  
ども、そういう整備関係のこともやはりこの住みやすい宍粟をつくっていかうとす  
ると、やはりそういう方々が住みやすい環境というのは非常に必要なことになりま  
すので、そんなことも含めて今後検討をしていただきたいというふうに思うんです  
けども、いかがでしょうか。

議長（実友 勉君） 世良健康福祉部長。

健康福祉部長（世良 智君） 今議員のほうからおっしゃっていただきましたよう  
に、啓発も大事なんですが、そういう支援策も、これも大切なことであると、この  
ように認識しております。

ちょうどまた障がい者の雇用という面もございまして、2月の2日にそういっ  
た方々、一般の方、また事業者の方を対象としました雇用促進セミナーを開催する  
予定としております。県のカウンセラーの方にお越しいただくんですが、その中  
でそういった配慮の必要性、そういったところも講演の中で触れていただくように  
お願いをしております。ですので、どちらが先かというのを別にしまして、どちら  
も大切なという中で事業者の方との協議を進めながら支援策、そういった内容につ  
いても今後協議を行ってまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたしま

す。

議長（実友 勉君） 8番、浅田雅昭議員。

8番（浅田雅昭君） ありがとうございます。この取り組みについては、やはり息の長いといいますか、地道な取り組みというのが必要だと思います。これがひいては安心して暮らせるまちづくりに繋がっていくということになりますので、私もいろいろ提案するという事は、そこには財政負担が伴いますので、いささかあまり提案するのもいかがかなというふうな思いはあるんですけども、やはり何に重点を置いて投資をするのかということになってこようかと思います。やはり1番は、今住んでいる我々市民一人一人が安心して暮らせる、そういう地域をつくっていくのが私たちの役割だというふうに思っていますので、その財政をどう重点的に配分するのかということも含めて、いろいろとこれからも一緒になって考えていきたいなというふうに思っていますので、よろしくお願ひしたいと思います。

最後に、市長のほうにお尋ねするんですけども、やはり平成30年度予算の最盛期に入ろうとしておりますけども、やはり暮らしやすさ、安心して暮らせるまちづくりについての市長の思いといいますか、ここに重点を置いていきたいんだと。これは今からのちょっと先走った質問で非常に恐縮なんですけども、最後に一言いただいて私の質問を終わりたいと思います。

議長（実友 勉君） 福元市長。

市長（福元晶三君） まさに、平成30年度の予算についても今真ただ中であります、私自身もお話があったとおり、限られた財源の中での事業の実施としないかん。しかし、最少の経費で最大の効果をあらわしていかないかん。ただ、大きく今日的な課題としては、当然であります、持続可能ないわゆる健全財政も考えていかないかん。こういう観点の両面からそういった面を捉えていく必要があるだろうと。

ただ、繰り返しになって申しわけないんですが、私の目標としている人口3万7,000人を何とか維持していきたい、この思いの中で今やるべきことは何かというと、やっぱりどうやって子育てしている皆さん方を応援する中で、何とかここに踏みとどまっていたるか、あるいはこれからも子育てをやろうという思いに立っていただくか、このことも非常に大事であります。同時に、若い人たちに夢や希望も与えていかないかん、そのためには定住をどうしていくんだという、こんなこともあります。

そういう意味では、そういうふうな視点を持って予算編成をしなくてはならない

と、このように思っております。しかしながら、基本的にまちをつくるのは人であり、人がやっぱりそこに住みたい、あるいは人が人として大事にする思いを持つ、そんなまちをつくらなくてはならないと。これも非常に大事な部分があります。

そういう意味では、ただいまお話があった障害者差別解消法の理念であります、その理念に基づいてまちをつくるということも非常に大事であります、これは一歩ずつ階段を上げることによって、お互いがお互いを大事にするまち、その一つのきっかけが私は手話言語条例だと思います。それだけで終わるのではなしに、これからだと思っておりますので、そういうまちをつくるということの意味をもって平成30年度の予算編成にかかっていきたいと、そんな思いであります。

議長（実友 勉君） これで、8番、浅田雅昭議員の一般質問を終わります。

#### 日程第2 第109号議案

議長（実友 勉君） 日程第2、第109号議案、宍粟市職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本議案は、去る12月1日の本会議で、総務経済常任委員会に付託していたものであります。

総務経済常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

総務経済常任委員長、11番、飯田吉則議員。

総務経済常任委員長（飯田吉則君） それでは、平成29年12月1日に審査付託のありました、第109号議案、宍粟市職員の育児休業等に関する条例の一部改正については、12月5日に第11回総務経済常任委員会を招集し、審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

関係職員に説明を求め、慎重に審査をいたしました。

第109号議案は、地方公務員の育児休業等に関する法律が改正されたことを受け、必要な規定を整備するものです。

改正内容は、育児休業中の職員について、保育所等で保育申し込みを行っているが実施に至らない場合における育児休業の再取得や再延長、育児短時間勤務の再取得を可能とし、また、非常勤職員の育児休業期間について、子の養育の事情を考慮して特に必要と認められる場合は、現行の1歳6カ月を最大2歳まで延長するものです。

審査では、委員から公布の日から施行とされているが、上位法の改正時期との整合性についてどうなのかとの問いが出され、当局からは平成29年10月1日施行で、

地方公務員法の育児休業に関する法令改正が行われたが、国から示されたのが9月議会に間に合わなかったため、今回の上程となった。現在、本市には対象者がいないため、さかのぼり適用ではなく、公布日施行としたとの回答がありました。

また、育児休業の申し出、取得等を理由とする不利益な扱いを受けないかとの問いについては、地方公務員の育児休業等に関する法律の第9条に規定されており、職員は育児休業を理由として不利益な取り扱いを受けることはないとの回答でした。

また、審査の中で地方公務員法及び地方自治法の一部が改正され、平成32年4月に施行されることに伴い、任用等について検討を行うとの報告がありました。これに対して委員からは、産み育てやすいまちとしてのPRを含め、早期に検討すべきとの意見がありました。

審査の結果、第109号議案については、適切と判断し、全会一致で原案を可決すべきものと決しましたので、御報告申し上げます。

以上です。

議長（実友 勉君） 総務経済常任委員長の報告は終わりました。

続いて委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（実友 勉君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

続いて討論を行います。

本議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（実友 勉君） 御異議なしと認めます。

よって討論を終わります。

続いて採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第109号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。



(「異議なし」の声あり)

議長(実友 勉君) 御異議なしと認めます。

第109号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第3 第110号議案

議長(実友 勉君) 日程第3、第110号議案、宍粟市手数料条例の一部改正についてを議題といたします。

本議案は、去る12月1日の本会議で、文教民生常任委員会に付託していたものがあります。

文教民生常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

文教民生常任委員長、14番、榎橋美恵子議員。

文教民生常任委員長(榎橋美恵子君) 平成29年12月1日に審査付託のありました、第110号議案、宍粟市手数料条例の一部改正については、12月6日に第15回文教民生常任委員会を招集して審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により御報告をいたします。

関係職員に説明を求め、慎重に審査をいたしました。

本議案につきましては、介護保険法の改正により、居宅介護支援事業者の指定などの事務が県から市へ移譲されることになり、平成30年4月1日から指定や更新の事務について、それぞれ手数料を徴収するものです。

委員からは、時期・金額の妥当性についての質疑がありました。これにつきましては、総合事業は平成29年から実施されていますが、猶予期間があり、宍粟市では平成30年4月から手数料を徴収することといたしました。

金額につきましても、県の手数料と同額、他市町村もほぼ同額となっている。6年に1回更新時の手数料であり、負担もかからないとの回答でございました。市としましても、事務量が増え、監督をする必要も出てきます。システムを導入していることもあり、妥当ではないかとの思いに至りました。

その結果、第110号議案につきましては、賛成多数で可決されました。

以上です。

議長(実友 勉君) 文教民生常任委員長の報告は終わりました。

続いて委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(実友 勉君) 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

続いて討論を行います。

通告がありますので、順次発言を許可します。

まず、反対者の発言を許します。

3番、山下由美議員。

3番（山下由美君） 議席番号3番、日本共産党の山下です。第110号議案、宍粟市手数料条例の一部改正について、反対の立場から討論をいたします。

この条例の改正は、地域密着型介護サービス事業、介護予防・日常生活支援総合事業の指定及び更新に係る事務について、新たに事務処理手数料の徴収を実施するものです。

地域密着型サービスは、2006年より開示されていますが、これまでは整備を進めるために、手数料を徴収していませんでした。これからも小規模多機能型居宅介護や定期巡回随時対応型訪問看護・介護など整備を進め充実を図る必要があります。これまでどおり手数料は徴収すべきではないと考えます。

また、2017年より開始された総合事業の事業所は、市の事業として本来の報酬単価よりも低い設定で宍粟市民の支援や介護に力を尽くしてくださっております。手数料を徴収し、事業者の新たな負担を増やすことは避けるべきではないかと考えます。より充実した地域包括ケアシステムの構築を図るためにも今回の手数料条例の改正には賛成することができません。

以上、反対討論といたします。

議長（実友 勉君） 次に、賛成者の発言を許します。

8番、浅田雅昭議員。

8番（浅田雅昭君） 8番、浅田でございます。第110号議案、宍粟市手数料条例の一部改正について、賛成の立場で討論をいたします。

今回の条例一部改正につきましては、介護サービス事業所の新規指定、指定更新申請事務につきまして、県よりの事務移譲に伴い徴収する手数料の額について規定するものでございます。

地域密着型サービス事業所については、これまで制度創設以来、事業所の数が少なく、整備推奨の観点から徴収しておりませんでした。概ね警備が進んできたこと、また、地域密着型通所介護事業所及び総合事業の事業所については、事務移譲の時点でそれぞれに県指定を受けていたことから、この間みなし指定として手数料の徴収を行っておりませんでした。この平成30年度から居宅介護事業所につつま

して、市への事務移譲があり、今後申請等の審査事務が発生するために、あわせて平成30年4月1日以降の申請から手数料を徴収しようとするものでございます。

また、定める手数料の額につきましても、県が定めていた額と同額とするものであります。手数料を徴する根拠及び額についても適切と判断をいたします。

議員各位の御賛同を賜りますようお願いを申し上げます。

以上です。

議長（実友 勉君） 以上で討論を終わります。

続いて採決を行います。

第110号議案を起立により採決いたします。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

第110号議案を委員長報告のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

議長（実友 勉君） 起立多数であります。

第110号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第4 第111号議案

議長（実友 勉君） 日程第4、第111号議案、宍粟市農業共済条例の一部改正についてを議題といたします。

本議案は、去る12月1日の本会議で、総務経済常任委員会に付託していたものであります。

総務経済常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

総務経済常任委員長、11番、飯田吉則議員。

総務経済常任委員長（飯田吉則君） 平成29年12月1日に審査付託のありました、第111号議案、宍粟市農業共済条例の一部改正については、12月5日に第11回総務経済常任委員会を招集し、審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

関係職員に説明を求め、慎重に審査をいたしました。

第111号議案は、農業災害補償法の一部改正に伴い、園芸施設共済の危険段階別基準共済掛金率の導入を行うものです。

現在、宍粟市における園芸施設共済の掛金率は、国の基準共済掛金率を適用していますが、それぞれの施設区分、共済種別、地域ごとに危険段階を定め、国の危険段階基準共済掛金標準率と同率になるように規定を整備するものです。また、それに合わせて園芸施設共済掛金率等一覧表に備えておくべき内容や公示する内容につ

きまして、所要の改正を行うものです。

審査の結果、第111号議案については、適切と判断し、全会一致で原案を可決すべきものと決しましたので、御報告申し上げます。

以上でございます。

議長（実友 勉君） 総務経済常任委員長の報告は終わりました。

続いて委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（実友 勉君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

続いて討論を行います。

本議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（実友 勉君） 御異議なしと認めます。

よって討論を終わります。

続いて採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第111号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（実友 勉君） 御異議なしと認めます。

第111号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

#### 日程第5 第112号議案

議長（実友 勉君） 日程第5、第112号議案、宍粟市奨学金支給条例の一部改正についてを議題といたします。

本議案は、去る12月1日の本会議で、文教民生常任委員会に付託していたものであります。

文教民生常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

文教民生常任委員長、14番、榎橋美恵子議員。

文教民生常任委員長（榎橋美恵子君） 平成29年12月1日に審査付託のありました、第112号議案、宍粟市奨学金支給条例の一部改正については、12月6日に第15回文教民生常任委員会を招集して審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告をいたします。

関係職員に説明を求め、慎重に審査をいたしました。

本議案については、現在奨学金の支給については、金額を5万円、人数40名以内とされていますが、市内の状況を調査した結果、金額6万円とし、人数制限を廃止するものです。

委員からは、市内3校の入学時、制服、体操服、通学かばんの費用の平均が6万4,130円と伺ったが、なぜ6万円なのか。平均の額以上にしてもよかったのではないかと意見がございました。

当局からは、今までは5万円でありました。また、40人までという制限もなくして対象者には漏れることなく支払うことにいたしました。金額も5万円から6万円と20%アップさせていただいたことを御了解いただきたいとの回答でございました。

今後も引き続き制度のあり方については、検討を求めていくことを申し添えておきます。

結果、第112号議案につきましては、全会一致で可決されました。

以上です。

議長（実友 勉君） 文教民生常任委員長の報告は終わりました。

続いて委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（実友 勉君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

続いて討論を行います。

本議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（実友 勉君） 御異議なしと認めます。

よって討論を終わります。

続いて採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第112号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(実友 勉君) 御異議なしと認めます。

第112号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第6 第114号議案

議長(実友 勉君) 日程第6、第114号議案、市道路線の認定及び変更についてを議題とします。

本議案は、去る12月1日の本会議で、総務経済常任委員会に付託していたものであります。

総務経済常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

総務経済常任委員長、11番、飯田吉則議員。

総務経済常任委員長(飯田吉則君) 平成29年12月1日に審査付託のありました、第114号議案、市道路線の認定及び変更については、12月5日に第11回、12月7日に第12回の総務経済常任委員会を招集し、審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

関係職員に説明を求め、慎重に審査を行いました。

第114号議案は、市道路線において、新規認定6路線と7路線を変更しようとするものです。

新規認定の内容といたしましては、揖保川堤防整備工事に関連するものを1路線、新設改良によるものを2路線、地元自治会からの要望によるものを2路線、県道バイパス工事完了後の旧道引き継ぎによるものを1路線、計6路線です。

変更の内容といたしましては、揖保川堤防整備工事に関連するものを2路線、地元自治会からの要望によるものを3路線、道路改良によるものを1路線、利用形態の見直しによるものを1路線、計7路線です。

この市道路線の認定及び変更にあたって、道路法第8条第2項及び第10条第3項の規定により議会の議決を求めるもので、審査にあたっては現地確認もあわせて行いました。

委員からは、新規認定路線の市道山田下広瀬線について、都市計画決定路線との関連において、道路の法線上には現在建物が建っており、今の状況においては法線

を変更せざるを得ない状況にあるが、今後は都市計画決定されたものを変更することなく計画的に進められることを求める意見が出されました。

第114号議案については、適切と判断し、全会一致で原案を可決すべきものと決しましたので、御報告申し上げます。

以上です。

議長（実友 勉君） 総務経済常任委員長の報告は終わりました。

続いて委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（実友 勉君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

続いて討論を行います。

本議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（実友 勉君） 御異議なしと認めます。

よって討論を終わります。

続いて採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第114号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（実友 勉君） 御異議なしと認めます。

第114号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第7 第115号議案～第118号議案

議長（実友 勉君） 日程第7、第115号議案、平成29年度宍粟市一般会計補正予算（第4号）から第118号議案、平成29年度宍粟市農業共済事業特別会計補正予算（第1号）の4議案を一括議題といたします。

本4議案は、去る12月1日の本会議で、予算決算常任委員会に付託していたものであります。

予算決算常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

予算決算常任委員長、4番、東 豊俊議員。

予算決算常任委員長（東 豊俊君）平成29年12月1日に審査付託のありました、第115号議案、平成29年度宍粟市一般会計補正予算（第4号）から第118号議案、平成29年度宍粟市農業共済事業特別会計補正予算（第1号）までの補正予算4議案について審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告をいたします。

今回の補正は、平成29年度の実質的な最終補正との位置づけから、施策実施に支障のないよう予算措置を講じ、台風18号及び21号に伴う復旧事業などが主な補正理由となっております。

まず、総務経済分科会が審査しました第115号議案の関係部分は、歳入につきましては、企画総務部で県支出金の県知事選挙事務委託金において人件費の精査により減額をするもの、また、前年度繰越金を12月補正の財源として充当するものです。

まちづくり推進部においては、急遽決定した平成30年4月開催のカヌー大会に向け、施設の追加整備が必要となったため、その財源として過疎対策事業債を追加発行するものなどです。

歳出につきましては、総務費で秘書広報課においてシステム更新委託業務料の増額補正を行うもので、一宮、千種両市民局においてケーブルテレビ視聴用の光信号増幅装置、各1台に障害が発生したため、新しく更新するものです。この機器は受注生産のため、納入まで4カ月を要することから繰越明許を追加するものです。

まちづくり推進部では、地域振興費でカヌー競技場、ランドマーク、200メートル発艇審判台並びにシルトフェンス整備の工事費を計上し、またカヌー競技場自動発艇装置及び審判艇2艇の購入費についても計上しております。これについては、年度内納入が確定しないため、繰越明許とするものです。

審査の過程では、委員からカヌー競技場の設備、備品購入については大会誘致の都度、補正を組み対応してきているが、将来展望と全体計画ができているのか、また、今回の整備でカヌー競技場としてフル装備の施設となるのか等の質疑が出されました。

当局からは、今回の施設整備で十分かと言えば、フル装備ではない、平成30年度にそうなることを計画している。少しずつ積み上げていきたいと考えているとの回答がありました。

また、委員からは、カヌー競技を市民にもっとPRして市民挙げて応援できるように進めていただきたいとの意見が出されました。



それに対しては、市民の皆さんがカヌーに親しんでいただく機会をつくっていき  
たいとの報告がありました。

また、過疎対策事業債において、急傾斜地崩壊対策事業が対象外となり、皆減さ  
れていることについての説明を求める意見が出され、当局からは市全域が過疎地域  
に指定されたことで、有利な過疎債を利用しようとの当初の計画ではあったが、県  
との調整の中で、この事業は過疎債メニューに含まれないとのことから、公共事業  
債、防災対策事業債に振り替えを行うとの報告がありました。

次に、第118号議案は、歳出で家畜共済事業費用においては、死廃事故増加に伴  
う共済金増額と台風被害による共済金額に伴う補正を行うものです。

歳入では、家畜共済掛金の上昇による増額と、園芸施設共済事業における園芸施  
設保険金への共済金連合会負担金増に伴う戻し入れ増を追加補正するものです。

次に、文教民生分科会が審査した第115号議案の関係部分は、民生費では障がい  
児福祉サービス、障がい者福祉サービスについて、利用者の増加により増額され、  
介護保険事業特別会計繰出金370万2,000円が計上されています。また、民間の保育  
士等の処遇改善の費用や債務負担行為として城下学童保育所建設工事があげられて  
います。

教育費では、要保護及び準要保護世帯への入学金の早期支給の実施により、扶養  
費が330万円増額されています。

委員からは、主な質疑として、城下学童保育所建設工事計画についての問いに対  
し、一人当たり面積が国の基準より少し広い2平方メートルになり、2クラスで80  
名まで受け入れ可能、来年夏休みから利用できるとのことでした。

また、定期巡回サービスについては、在宅で緊急に体調が悪くなったとき、夜間、  
深夜を問わずオペレーターが24時間対応して訪問看護師が出勤する介護保険のメ  
ニューではなく、独自でつくるものとして定着するよう期待が広がるとのことでした。

次に、文教民生分科会が審査しました第116号議案の主な内容は、短期入所サー  
ビスの利用増による居宅介護サービス給付費の増額や基金積立金の減額が計上され  
ており、委員からは、基金からの取り崩しについての基金の残高はとの問いに対  
して、短期入所サービスの利用増により、給付費が不足する見込みということで、基  
金残は2,487万円であるということ、介護保険料が上がるのが予想されるので基  
金は残してほしいとの問いには、2,000万円取り崩して投入することを検討してい  
るとのことでした。

第117号議案の主な内容は、臨時看護師の賃金の減額と職員の時間外勤務手当の

増額が計上されており、委員からは在宅医療については、訪問看護サービスが頼りで、募集にも応募がなかったとのことで、職員に負担がかかっている。今後の改善策はとの問いに対して、平成30年4月からは1、2名の方は週半分程度勤務できるとの人材の確保が少しできてきたので、今後さらに充実をさせていくとの回答があったとの報告がありました。

2分科会の報告の後、質疑と自由討議を行いました。

質疑では、やはり音水湖のカヌー競技場の設備整備において、コースは連盟のA級ランクを取得するためとのことだが、今回の整備でカヌー競技場としてフル装備の施設となるのか等の質疑が出されましたが、コースにおいては今回の補正でフル装備だと解釈しているとの回答がありました。

採決しました結果、第115号議案から第118号議案までの4議案については、いずれも全会一致で原案を可決することに決しました。

以上、報告をいたします。

議長（実友 勉君） 予算決算常任委員長の報告は終わりました。

続いて質疑を省略して討論を行います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（実友 勉君） 御異議なしと認めます。

続いて討論を行います。

本4議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（実友 勉君） 御異議なしと認めます。

よって討論を終わります。

続いて採決を行います。

採決は分離して行います。

まず、第115号議案を採決いたします。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第115号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(実友 勉君) 御異議なしと認めます。

第115号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第116号議案の採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第116号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(実友 勉君) 御異議なしと認めます。

第116号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第117号議案の採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第117号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(実友 勉君) 御異議なしと認めます。

第117号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第118号議案の採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第118号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(実友 勉君) 御異議なしと認めます。

第118号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

次の本会議は、12月20日午前9時30分から開会いたします。

本日はこれで散会いたします。

御苦労さまでした。

(午前11時49分 散会)